役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人消費者機構日本定款第36条に基づき、役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用等の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、管理費としての役員報酬 は支給しない。ただし、旅費等の実費及び個別業務に対応した謝金等は支給す ることができる。

2 個別業務に対応した謝金等は、事業費としての役員報酬に計上する。

(補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

2 前項の改定により、役員報酬の支給の開始または役員報酬の増減を議決した場合は、それを議決した理事会の後に開催される総会で、その議決内容を報告する。

(施行)

第5条 この規程は、2016年12月1日より施行する。

(附則)

- 第1条 2018年3月9日理事会にて改定したこの規程は、2018年3月 12日より施行する。
- 第2条 2019年5月9日理事会にて改定したこの規程は、2019年度決 算より適用する。

職員給与規程

(目的及び適用)

- 第1条 この規定は、特定非営利活動法人消費者機構日本の雇用する事務局職員の給与 等に関する事項について定めるものである。
- 2 具体的な条件は、本規定に従い、個々の事務局職員と当機構の間で取り交わす雇用 契約書により定める。

(契約期間)

- 第2条 契約期間は1年間とするが更新できるものとし、契約更新については契約満了 1ヶ月前に甲乙双方協議の上その可否を決定する。
- 2 前項の他、業務の事情に応じ、契約期間を短期とする雇用契約を締結することもできる。

(勤務時間)

第3条 勤務時間は、午前10時から午後17時(内12時~13時は休憩時間)を原則とする。ただし、第1条2項の雇用契約書において、個々の職員の事情及び業務の事情を勘案し、勤務開始時間及び勤務終了時間を個々に設定することができる。

(勤務日及び休日)

- 第4条 勤務日は、月曜から金曜の週5日を原則とする。ただし、第1条2項の雇用契約書において、個々の職員の事情及び業務の事情を勘案し、勤務日を個々に設定することができる。
- 2 休日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定められた休日、及び年末年 始(12月30日~1月4日)とする。

(給与清算期間及び支給日)

第5条 給与清算期間は1カ月とし、起算日は毎月11日、締切日は毎月10日とする。

2 給与支給日は、毎月20日とする。

(賃金)

- 第6条 賃金は、時給換算で1000円以上2000円以内とし、業務の内容及び職務経験等を勘案し、第1条2項の雇用契約書において個々に定める。
- 2 賞与(一時金)は、支給しない。
- 3 通勤交通費は、実費を支給する。
- 4 業務指示により、勤務時間が1日8時間を越えた場合、8時間を超過した時間について25%の割増賃金を支給する。
- 5 業務指示により、法定休日に出勤をした場合は、35%の割増賃金を支給する。

(退職金)

第7条 退職金は支給しない。

(有給休暇)

第8条 労働基準法に従い、有給休暇を付与する。

2.有給休暇を時間単位で取得できる日数は5日(30時間相当)以内とし、時間単位で取得する場合は、1時間単位で取得するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(施行)

第10条 この規程は、2016年12月1日より施行する。

(附則)

第1条 2019年4月16日理事会で改定したこの規程は、同年4月17日より施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名 特定非営利活動法人 消費者機構日本 事業年度 平成31年4月1日~平成2年3月31日

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動 促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取会費・・・賛助会員受取会費は「受取寄附金」欄に記載	3,074,000 円
(正会員受取会費)	(2,860,000円)
(協力会員受取会費)	(214,000円)
受取寄附金	9,606,000 円
(賛助会員受取会費)	,(9,400,000円)
(受取寄附金)	(206,000円)
受取助成金	300,000 円
(受取助成金)	(300,000 円)
事業収益	1,752,433 円
(消費者庁受託事業収入)	(1,752,433 円)
その他収益	171,223 円
諸謝金(会議出席謝金 執筆謝金 講演謝金)	(171,000円)
雑収入(受取利息)	(223円)
合 計	14,903,656 円

(2) 借入金の明細

	借	入	先	金	額
東京都	(東京医大被害回復詞	訴訟簡易確定	三手続資金)		3,708,080 円
	合		計		3,708,080 円

(3) その他		
なし		

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲 渡 資 産 の 内 容	料 金	条件等
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料 金	条件等
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

料 金	条件等
30,000 円(税込)	講演 2 時間以内(日帰り)・
	交通費実費
50,000 田 (松江)	講演4時間以内(日帰り)・
50,000 (MLX) 	交通費実費
70,000 円(税込)	講演 2 時間以内(宿泊あり)
	交通費・宿泊費実費
100 000 HJ (54)1)	講演4時間以内(宿泊あり)
100,000 [7] (77,25)	交通費・宿泊費実費
円	
円	
	30,000 円 (税込) 50,000 円 (税込) 70,000 円 (税込)

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引 及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ 第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		1,752,433 円	消費者被害の実態調査受託
		1,200,000 円	2020 年度団体正会員会費
		1,000,000 円	2020 年度賛助会員会費
		1,000,000 円	2020 年度賛助会員会費
		1,000,000円	2020年度賛助会員会費

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

(2) 賀用の生りる取	別の工位3百		
氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		891,000 円	簡易確定手続における債権届 の際の印紙代
		725,395 円	ウェブサイトのスマホ対応(資産計上)、ウェブサイトの更新 事務
		607,433 円	訴訟代理着手金・報酬、会議出 席謝金
		509,678 円	訴訟代理着手金・報酬、会議出席謝金
		479,719 円	簡易確定手続における通知書 面及び連絡書面等郵送代

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	譲 渡 年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
なし				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏 名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対価の額	譲渡資産の内容等
なし				円	
				円	
				円	
	:			円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ役務の提	提供(施設の利	引用等を含む。)			
取引先の氏 名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提供 年月日	対価の額	役務提供の内容等 (*会議名のみ記載はその会議への 出席謝金の意)
			2020/4/2	4,000 円	差止請求委員会⑨
			2020/4/1	4,454 円	第1検討チーム⑨
			2020/6/9	4,454 円	第1検討チーム①
			2020/7/9	4,454 円	第1検討チーム②
			2020/9/10	4,454 円	第1検討チーム③
			2020/10/19	4,454 円	第1検討チーム④
			2020/11/17	4,454 円	第1検討チーム⑤
			2021/3/2	4,454 円	第1検討チーム⑦
			2020/4/1	4,000円	第1検討チーム⑨
			2020/4//23	4,000円	検討事案選定チーム③
			2020/5/29	4,000 円	検討事案選定チーム④
			2020/6/9	4,000 円	第1検討チーム①
			2020/6/26	4,000 円	検討事案選定チーム①
			2020/7/9	4,000 円	第1検討チーム②
			2020/7/17	4,000 円	検討事案選定チーム②
			2020/8/21	4,000 円	検討事案選定チーム③
			2020/9/10	4,000 円	第1検討チーム③
			2020/2/20	4,000 円	検討事案選定会議①
			2020/11/5	4,000 円	差止請求委員会④
			2020/11/17	4,000 円	第1検討チーム⑤
			2021/1/19	4,000 円	第1検討チーム⑨

取引先の氏 名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提供 年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等 (*会議名のみ記載はその会議への 出席謝金の意)
			2021/1/26	4,000 円	差止請求委員会⑥
			2021/2/24	4,000円	検討事案選定会議④
			2020/4/2	4,454 円	被害回復委員会⑩
			2020/4/2	4,454 円	差止請求委員会⑨
			2020/5/11	4,454 円	被害回復委員会⑪
			2020/5/21	4,454 円	東京医大事案行政説明会
			2020/6/12	4,454 円	被害回復委員会①
			2020/6/15	4,454 円	差止請求委員会①
			2020/6/15	4,454 円	東京医大事案簡易確定手続打位 せ
			2020/7/10	4,454 円	東京医大事案簡易確定手続開 記者会見
			2020/7/20	4,454 円	被害回復委員会②
			2020/8/6	4,454 円	エーチームアカデミー差止請求 訟弁護団会議
			2020/8/17	4,454 円	差止請求委員会②
			2020/9/1	4,454 円	被害回復委員会③
			2020/9/15	4,454 円	エーチームアカデミー差止請求 訟弁護団会議
			2020/9/23	4,454 円	差止請求委員会③
			2020/9/24	4,454 円	聖マリアンナ弁護団準備会議
			2020/9/30	10,315 円	被害回復委員会(実態調査含)④
			2020/9/30	24,501 円	8 月分情報提供受付アドバイザー 報酬
			2020/10/29	10,315 円	被害回復委員会(実態調査含)⑤
			2020/11/5	4,454 円	差止請求委員会④
			2020/12/1	10,315 円	被害回復委員会(実態調査含)⑥
			2020/12/7	4,454 円	差止請求委員会⑤
			2021/1/14	4,454 円	サイトビジット事業者協議対応 金
			2021/1/26	4,454 円	差止請求委員会⑥
			2021/1/28	4,454 円	サイトビジット事業者協議対応 金
			2021/1/29	4,454 円	被害回復委員会⑦
			2021/2/16	4,454 円	東京医大事案弁護団会議
			2021/3/2	4,454 円	被害回復委員会⑧
			2021/3/3	4,454 円	東京医大事案簡易確定手続審 対応
			2021/3/9	4,454 円	差止請求委員会⑦
			2021/3/22	4,454 円	東京医大事案簡易確定手続審 対応
			2020/4/2	4,454 円	被害回復委員会⑩

取引先の氏名 等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提供 年月日	対価の額	役務提供の内容等 (*会議名のみ記載はその会議への 出席謝金の意)
			2020/5/11	4,454 円	被害回復委員会①
			2020/6/12	4,454 円	被害回復委員会①
			2020/7/20	4,454 円	被害回復委員会②
			2020/9/1	4,454 円	被害回復委員会③
			2020/9/30	10,315 円	被害回復委員会 (実態調査含) ④
			2020/10/29	10,315 円	被害回復委員会 (実態調査含) ⑤
			2020/12/1	10,315 円	被害回復委員会 (実態調査含) ⑥
			2021/1/29	4,454 円	被害回復委員会⑦
			2021/3/2	4,454 円	被害回復委員会⑧
			2020/4/2	4,454 円	被害回復委員会⑩
			2020/4/2	4,454 円	差止請求委員会⑨
			2020/5/11	4,454 円	被害回復委員会①
			2020/6/12	4,454 円	被害回復委員会①
			2020/6/15	4,454 円	差止請求委員会①
			2020/7/20	4,454 円	被害回復委員会②
			2020/8/17	4,454 円	差止請求委員会②
			2020/9/1	4,454 円	被害回復委員会③
			2020/9/23	4,454 円	差止請求委員会③
			2020/9/30	10,315 円	被害回復委員会 (実態調査含) ④
			2020/10/29	10,315 円	被害回復委員会 (実態調査含) ⑤
			2020/11/5	4,454 円	差止請求委員会④
			2020/12/1	10,315 円	被害回復委員会 (実態調査含) ⑥
			2020/12/7	4,454 円	差止請求委員会⑤
			2020/12/25	24,501 円	10 月分情報提供受付アドバイヤ 一報酬
			2021/1/26	4,454 円	差止請求委員会⑥
			2021/1/29	4,454 円	被害回復委員会⑦
			2021/3/2	4,454 円	被害回復委員会⑧
			2021/3/9	4,454 円	差止請求委員会⑦
			2020/6/15	4,000円	差止請求委員会①
			2020/8/17	4,000円	差止請求委員会②
			2020/9/23	4,000 円	差止請求委員会③
			2020/11/5	4,000円	差止請求委員会④
			2020/12/7	4,000円	差止請求委員会⑤

取引先の氏名 等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供. 年月日	対価の額	役務提供の内容等 (*会議名のみ記載はその会議への
寸			十万口		出席謝金の意)
			2021/1/26	4,000円	差止請求委員会⑥ ————————————————————————————————————
			2021/3/9	4,000 円	差止請求委員会⑦
			2020/4/2	4,000 円	被害回復委員会⑩
			2020/4/23	4,000 円	検討事案選定チーム③
			2020/5/11	4,000 円	被害回復委員会⑪
			2020/5/29	4,000 円	検討事案選定チーム④
			2020/6/8	4,000円	第2検討チーム①
			2020/6/26	4,000円	検討事案選定チーム①
			2020/7/17	4,000 円	検討事案選定チーム②
			2020/7/20	4,000円	被害回復委員会②
			2020/8/6	4,000円	第2検討チーム③
			2020/8/21	4,000 円	検討事案選定チーム③
			2020/9/15	4,000 円	第2検討チーム④
			2020/9/30	10,315 円	被害回復委員会 (実態調査含) (
			2020/10/20	4,000 円	第2検討チーム⑤
			2020/10/29	10,315 円	被害回復委員会 (実態調査含)
			2020/12/1	10,315 円	被害回復委員会 (実態調査含) (
			2020/12/7	4,000 円	第2検討チーム⑥
			2021/1/25	4,000 円	第2検討チーム⑦
			2021/1/29	4,000 円	被害回復委員会⑦
			2021/2/24	4,000 円	検討事案選定会議④
			2020/4/2	4,000 円	被害回復委員会⑩
			2020/5/11	4,000円	被害回復委員会①
			2020/6/12	4,000円	被害回復委員会①
			2020/7/20	4,000円	被害回復委員会②
			2020/9/1	4,000円	被害回復委員会③
			2020/9/30	10,315 円	被害回復委員会 (実態調査含)
			2020/10/29	10,315 円	被害回復委員会 (実態調査含)
			2020/12/1	10,315 円	被害回復委員会 (実態調査含)
			2021/1/29	4,000円	被害回復委員会⑦
			2021/3/2	4,000 円	被害回復委員会⑧
			2020/4/7	4,454 円	通販定期購入検討チーム⑩
			2020/6/8	4,454 円	第2検討チーム①
			2020/6/18	4,454 円	通販定期購入検討チーム①
			2020/7/14	4,454 円	第2検討チーム②
			2020/7/21	4,454 円	通販定期購入検討チーム②

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。) 役務提供の内容等 取引先の氏名 役務の提供 対価の 法人との 住所又は所在地 (*会議名のみ記載はその会議への 年月日 等 関 係 出席謝金の意) 2020/8/6 4,454 円 第2検討チーム③ 4,454 円 通販定期購入検討チーム③ 2020/8/26 4,454 円 第2検討チーム④ 2020/9/15 通販定期購入検討チーム④ 2020/9/30 4,454 円 2020/10/20 4,454 円 第2検討チーム⑤ 通販定期購入検討チーム⑤ 4,454 円 2020/11/9 2020/12/1 10,315 円 被害回復委員会(実態調査含)⑥ 第2検討チーム⑥ 2020/12/7 4,454 円 4,454 円 通販定期購入検討チーム⑥ 2020/12/23 4,454 円 通販定期購入検討チーム⑦ 2021/1/19 第2検討チーム⑦ 4,454 円 2021/1/25 差止請求委員会⑥ 4,454 円 2021/1/26 4,454 円 被害回復委員会⑦ 2021/1/29 2021/2/19 4,454 円 通販定期購入検討チーム⑧ 第2検討チーム⑧ 2021/3/2 4,454 円 差止請求委員会⑦ 4,454 円 2021/3/9 通販定期購入検討チーム⑨ 4,454 円 2021/3/26 2020/4/2 被害回復委員会(10) 4,000円 差止請求委員会⑨ 2020/4/2 4,000円 被害回復委員会[1] 4,000 円 2020/5/11 2020/6/8 4.000円 第2検討チーム① 4,000円 被害回復委員会① 2020/6/12 差止請求委員会① 2020/6/15 4,000 円 被害回復委員会② 2020/7/20 4,000円 4,000円 第2検討チーム③ 2020/8/6 2020/9/1 4,000 円 被害回復委員会③ 第2検討チーム④ 4,000 円 2020/9/15 被害回復委員会(実態調査含)④ 2020/9/30 10,315 円 第2検討チーム⑤ 2020/10/20 4,000円 被害回復委員会(実態調査含)⑤ 2020/10/29 10,315 円 4,000円 差止請求委員会④ 2020/11/5 被害回復委員会(実態調査含)⑥ 10,315 円 2020/12/1 2020/12/7 4,000円 差止請求委員会⑤

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。) 役務提供の内容等 役務の提供 対価の 取引先の氏名 法人との 住所又は所在地 (*会議名のみ記載はその会議への 等 閣 係 年月日 頮 出席謝金の意) 第2検討チーム⑥ 2020/12/7 4,000円 第2検討チーム(7) 4,000 円 2021/1/25 差止請求委員会⑥ 4,000円 2021/1/26 4,000 円 被害回復委員会⑦ 2021/1/29 2021/3/9 4,000円 差止請求委員会⑦ 差止請求委員会⑨ 2020/4/2 4,000円 検討事案選定チーム① 2020/6/26 4,454 円 医大検討チーム① 4,454 円 2020/7/9 共通義務確認訴訟成功報酬 2020/8/5 99,000円 2020/8/17 医大検討チーム② 4,454 円 弁護団準備会議① 2020/9/24 4,454 円 弁護団準備会議② 2020/10/12 4,454 円 弁護団準備会議③ 2020/10/30 4,454 円 2020/12/3 4.454 円 医大検討チーム③ 16,500 円 訴状作成報酬 2020/12/25 検討事案選定チーム④ 4,454 円 2020/5/29 被害回復委員会100 4,454 円 2020/4/2 4,454 円 被害回復委員会(1) 2020/5/11 被害回復委員会① 2020/6/12 4,454 円 被害回復委員会② 2020/7/20 4,454 円 4,454 円 被害回復委員会③ 2020/9/1 被害回復委員会(実態調査含)④ 2020/9/30 10,315 円 被害回復委員会(実態調査含)⑤ 10,315 円 2020/10/29 被害回復委員会(実態調査含)⑥ 2020/12/1 10,315 円 2021/1/29 4,454 円 被害回復委員会⑦ 被害回復委員会⑧ 2021/3/2 4,454 円 4,454 円 通販定期購入検討チーム⑩ 2020/4/7 通販定期購入検討チーム② 2020/7/21 4,454 円 2020/8/26 4,454 円 通販定期購入検討チーム③ 通販定期購入検討チーム④ 4,454 円 2020/9/30 通販定期購入検討チーム⑤ 4,454 円 2020/11/9 通販定期購入検討チーム⑥ 4,454 円 2020/12/23

2021/1/19

2021/2/19

4,454 円

4,454 円

通販定期購入検討チーム⑦

通販定期購入検討チーム⑧

役務の提供(施設の利用等を含む。) 取引先の氏名 役務提供の内容等 法人との 役務の提供 対価の 住所又は所在地 (*会議名のみ記載はその会議へ 等 閗 係 年月日 の出席謝金の意) 2021/3/26 4,454 円 通販定期購入検討チーム⑨ 2020/7/9 医大検討チーム① 4,454 円 2020/8/5 352,000 円 共通義務確認訴訟成功報酬 2020/8/5 110,000 円 簡易確定手続着手金 2020/8/17 医大検討チーム② 4,454 円 4,454 円 被害回復委員会③ 2020/9/1 2020/9/24 4,454 円 弁護団準備会議① 2020/10/12 4,454 円 弁護団準備会議② 2020/10/30 弁護団準備会議③ 4,454 円 2020/12/3 4,454 円 医大検討チーム③ 訴状作成報酬 2020/12/25 16,500 円 2020/7/9 4,454 円 医大検討チーム① 66,000 円 共通義務確認訴訟成功報酬 2020/8/5 医大検討チーム② 2020/8/17 4,454 円 2020/8/21 4,454 円 検討事案選定チーム③ 2020/10/12 弁護団準備会議② 4,454 円 弁護団準備会議③ 2020/10/30 4,454 円 2020/12/3 4,454 円 医大検討チーム③ 2020/12/25 16,500 円 訴状作成報酬 2020/4/7 通販定期購入検討チーム⑩ 4,454 円 第2検討チーム① 2020/6/8 4,454 円 2020/6/18 4,454 円 通販定期購入検討チーム① 第2検討チーム② 2020/7/14 4,454 円 通販定期購入検討チーム② 2020/7/21 4,454 円 第2検討チーム③ 2020/8/6 4,454 円 4,454 円 通販定期購入検討チーム③ 2020/8/26 2020/9/15 4,454 円 第2検討チーム④ 通販定期購入検討チーム④ 2020/9/30 4,454 円 4,454 円 2020/10/20 第2検討チーム⑤ 4,454 円 通販定期購入検討チーム⑤ 2020/11/9 第2検討チーム⑥ 2020/12/7 4,454 円 4,454 円 通販定期購入検討チーム⑥ 2020/12/23 2021/1/19 4,454 円 通販定期購入検討チーム⑦ 第2検討チーム⑦ 2021/1/25 4,454 円

2021/2/19

4,454 円

通販定期購入検討チーム⑧

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。) 取引先の氏名 法人との (A エフレ

等

関 係

住所又は所在地

役務の提供 年月日	対価の額	役務提供の内容等 (*会議名のみ記載はその会議へ の出席謝金の意)
2021/3/2	4,454 円	第2検討チーム⑧
2021/3/26	4,454 円	通販定期購入検討チーム⑨
2020/4/22	4,454 円	不動産賃貸借検討チーム⑫
2020/5/15	4,454 円	不動産賃貸借検討チーム③
2020/5/29	4,454 円	不動産賃貸借検討チーム個
2020/6/19	4,454 円	不動産賃貸借検討チーム①
2020/7/8	4,454 円	不動産賃貸借検討チーム②
2020/7/21	4,454 円	不動産賃貸借検討チーム③
2020/8/21	4,454 円	不動産賃貸借検討チーム④
2020/9/17	4,454 円	不動産賃貸借検討チーム⑤
2020/10/14	4,454 円	不動産賃貸借検討チーム⑥
2020/11/5	4,454 円	差止請求委員会④
2020/11/17	4,454 円	不動産賃貸借検討チーム⑦
2020/12/21	4,454 円	不動産賃貸借検討チーム⑧
2021/1/19	4,454 円	不動産賃貸借検討チーム⑨
2021/2/3	4,454 円	不動産賃貸借検討チーム⑩
2021/2/24	4,454 円	検討事案選定チーム④
2021/2/26	4,454 円	不動産賃貸借検討チーム①
2021/3/23	4,454 円	不動産賃貸借検討チーム⑫
2020/4/2	4,454 円	被害回復委員会⑩
2020/5/11	4,454 円	被害回復委員会⑪
2020/6/12	4,454 円	被害回復委員会①
2020/6/26	4,454 円	建築請負検討チーム①
2020/7/9	4,454 円	医大検討チーム
2020/7/20	4,454 円	被害回復委員会②
2020/8/7	4,454 円	建築請負検討チーム②
2020/8/17	4,454 円	医大検討チーム②
2020/9/1	4,454 円	被害回復委員会③
2020/9/24	4,454 円	建築請負検討チーム③
2020/9/30	10,315 円	被害回復委員会(実態調査含)
2020/10/29	10,315 円	被害回復委員会(実態調査含)
2020/10/29	24,501 円	9月分情報提供受付アドバイザ -報酬
2021/1/29	4,454 円	被害回復委員会⑦
2021/2/3	4,454 円	事業者協議対応謝金
2021/3/2	4,454 円	被害回復委員会⑧

	1 技術の症状	き (施設の利用	寺を古む。)		·	
耳	対引先の氏名 等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提供 年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等 (*会議名のみ記載はその会議への 出席謝金の意)
				2020/4/2	4,454 円	被害回復委員会⑩
				2020/5/11	4,454 円	被害回復委員会①
				2020/6/12	4,454 円	被害回復委員会①
				2020/7/20	4,454 円	被害回復委員会②
				2020/9/1	4,454 円	被害回復委員会③
				2020/9/30	10,315 円	被害回復委員会(実態調査含) ④
				2020/10/29	10,315 円	被害回復委員会(実態調査含) ⑤
				2020/12/1	10,315 円	被害回復委員会(実態調査含) ⑥
				2021/1/29	4,454 円	被害回復委員会⑦
				2021/3/2	4,454 円	被害回復委員会⑧
				2020/4/7	4,454 円	通販定期購入検討チーム⑩
				2020/6/8	4,454 円	第2検討チーム①
				2020/6/18	4,454 円。	通販定期購入検討チーム①
				2020/7/14	4,454 円	第2検討チーム②
				2020/7/21	4,454 円	通販定期購入検討チーム②
				2020/8/6	4,454 円	第2検討チーム③
				2020/8/26	4,454 円	通販定期購入検討チーム③
				2020/9/15	4,454 円	第2検討チーム④
				2020/9/30	4,454 円	通販定期購入検討チーム④
				2020/10/20	4,454 円	第2検討チーム⑤
				2020/11/9	4,454 円	通販定期購入検討チーム⑤
				2020/12/7	4,454 円	第2検討チーム⑥
				2020/12/23	4,454 円	通販定期購入検討チーム⑥
				2021/1/19	4,454 円	通販定期購入検討チーム⑦
				2021/2/19	4,454 円	通販定期購入検討チーム⑧
				2021/3/26	4,454 円	通販定期購入検討チーム⑨
				2020/4/7	4,454 円	通販定期購入検討チーム⑩
				2020/6/8	4,454 円	第2検討チーム①
				2020/6/18	4,454 円	通販定期購入検討チーム①
				2020/7/14	4,454 円	第2検討チーム②
				2020/7/21	4,454 円	通販定期購入検討チーム②
				2020/8/6	4,454 円	第2検討チーム③
				2020/8/26	4,454 円	通販定期購入検討チーム③

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。) 役務提供の内容等 役務の提供 対価の 取引先の氏名 法人との 住所又は所在地 (*会議名のみ記載はその会議への 等 関 係 年月日 額 出席謝金の意) 2020/9/15 4,454 円 第2検討チーム④ 通販定期購入検討チーム④ 2020/9/30 4,454 円 第2検討チーム⑤ 2020/10/20 4,454 円 通販定期購入検討チーム⑤ 2020/11/9 4,454 円 第2検討チーム⑥ 2020/12/7 4,454 円 4,454 円 通販定期購入検討チーム⑥ 2020/12/23 4,454 円 通販定期購入検討チーム⑦ 2021/1/19 4,454 円 第2検討チーム⑦ 2021/1/25 通販定期購入検討チーム⑧ 2021/2/19 4,454 円 4,454 円 第2検討チーム⑧ 2021/3/2 通販定期購入検討チーム⑨ 2021/3/26 4,454 円 第1検討チーム⑨ 2020/4/1 4,454 円 2020/4/22 4,454 円 不動産賃貸借検討チーム⑫ 不動産賃貸借検討チーム③ 2020/5/15 4,454 円 不動産賃貸借検討チーム⑭ 2020/5/29 4,454 円 第1検討チーム① 2020/6/9 4,454 円 不動産賃貸借検討チーム① 4,454 円 2020/6/19 4,454 円 不動産賃貸借検討チーム② 2020/7/8 第1検討チーム② 4,454 円 2020/7/9 不動産賃貸借検討チーム③ 4.454 円 2020/7/21 不動産賃貸借検討チーム④ 2020/8/21 4,454 円 第1検討チーム③ 2020/9/10 4,454 円 不動産賃貸借検討チーム⑤ 2020/9/17 4,454 円 2020/9/23 差止請求委員会③ 4,454 円 不動産賃貸借検討チーム⑥ 2020/10/14 4,454 円 第1検討チーム④ 2020/10/19 4,454 円 4,454 円 第1検討チーム⑤ 2020/11/17 不動産賃貸借検討チーム⑦ 2020/11/17 4,454 円 4.454 円 差止請求委員会⑤ 2020/12/7 |不動産賃貸借検討チーム⑧ 2020/12/21 4,454 円 4,454 円 不動産賃貸借検討チーム⑨ 2021/1/19 第1検討チーム⑥ 2021/1/19 4,454 円 不動産賃貸借検討チーム⑩ 2021/2/3 4,454 円 |不動産賃貸借検討チーム① 2021/2/26 4,454 円 4,454 円 第1検討チーム⑦ 2021/3/2 差止請求委員会(7) 2021/3/9 4,454 円 不動産賃貸借検討チーム⑫ 4,454 円 2021/3/23

ハー役務の提供	共 (施設	の利用	等を含む。) 		T	
取引先の氏 名等	法人関	との 係	住所又は所在地	役務の提供 年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等 (*会議名のみ記載はその会議へ の出席謝金の意)
				2020/4/1	4,454 円	第1検討チーム⑨
				2020/4/2	4,454 円	被害回復委員会⑩
				2020/5/11	4,454 円	被害回復委員会(1)
				2020/6/9	4,454 円	第1検討チーム①
				2020/6/12	4,454 円	被害回復委員会①
				2020/7/9	4,454 円	第1検討チーム②
				2020/7/9	4,454 円	医大検討チーム①
				2020/7/17	4,454 円	検討事案選定チーム
				2020/7/20	4,454 円	被害回復委員会②
				2020/8/5	352,000 円	共通義務確認訴訟成功報酬
				2020/8/5	110,000円	簡易確定手続着手金
				2020/8/17	4,454 円	医大検討チーム②
				2020/9/1	4,454 円	被害回復委員会③
				2020/9/10	4,454 円	第1検討チーム③
				2020/9/24	4,454 円	弁護団準備会議①
				2020/9/30	10,315 円	被害回復委員会(実態調査含)
				2020/10/12	4,454 円	弁護団準備会議②
				2020/10/19	4,454 円	第1検討チーム④
				2020/10/29	10,315 円	被害回復委員会(実態調査含) ⑤
				2020/10/30	4,454 円	弁護団準備会議③
				2020/11/17	4,454 円	第1検討チーム⑤
				2020/12/1	10,315 円	被害回復委員会(実態調査含) ⑥
				2021/12/3	4,454 円	医大検討チーム③
				2021/12/25	16,500 円	訴状作成報酬
				2021/1/19	4,454 円	第1検討チーム⑥
				2021/1/29	4,454 円	被害回復委員会⑦
				2021/3/2	4,454 円	被害回復委員会⑧
				2021/3/2	4,454 円	第1検討チーム⑦
				2020/9/1	4,454 円	被害回復委員会③
				2020/9/30	10,315 円	被害回復委員会(実態調査含)
				2020/10/29	10,315 円	被害回復委員会(実態調査含) ⑤
				2020/12/1	10,315 円	被害回復委員会(実態調査含)
				2021/1/29	4,454 円	被害回復委員会⑦
				2021/1/29	24,501 円	11 月分情報提供受付アドバー ザー報酬

取引先の氏名 等	法人	との 係	住所又は所在地	役務の提供 年月日	対価の額	役務提供の内容等 (*会議名のみ記載はその会議へ の出席謝金の意)
				2021/3/2	4,454 円	被害回復委員会⑧

4 **寄附者に関する事項** [④寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

	氏	名	寄	附	金	額	受 領	年	月	日
なし						円				
						円	•		•	
						円				
						円				
						円	•			
						円				
						円				
						円				
						円	•			
						円	•			
						円				
						円	•			
						円	•		•	
						円				
						円	•			
						円			•	
						円	•		•	
						円		- 	•	
						円				
						円			•	

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

										,												
給	与	を	得	た	職	員	の	総	数	左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額
									5 人										5	,52	8,6	82 円
										<u> </u>											•	

6 支出した寄附金に関する事項[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
なし.				Р
•				Р
•				P
• •				P
				P
				F
				F
				· F
				F
				F
	合 計			F

7 海外への送金等に関する事項(その金額が200万円以下の場合に限る。)[⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使	途	金	額
なし.				F
				ļ
				F
				j
				F
				F
				 !

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人消費者機構日本	チェック 欄
	織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること	1

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- 二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

	項目	役員数	最も人数が多 い「親族等」の グループの人 数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法 人の役員又は使用人であ る者及びこれらの者の親 族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区	分	1	2	3	4	(5)
(a)	令和2年4月1日~ 令和3年3月31日	22 人	0人	0%	4人	18. 2%
Ф	年月日~年月日	人	人	%	人	%
©	年月日~年月日	人	人	%	人	%
a	年月日~年月日	人	人	%	人	%
e	年月日~年月日	人	人	%	人	%
Ð	年月日~年月日	人	人	%	人	%
申	請時	人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

<u> </u>								
	各社員の表決権が平等である	a	Ф	©	@	e	①	申請時
	上記を証する書類の名称とその内容等							
		はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
		いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

1	١

項目	a	Ф	©	@	e	Ð	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・いいえ	はい・・・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存 を青色申告法人に準じて行っている	はい・・・いいえ	はい・・・いいえ	はい・・・いいえ	はい・・・いいえ	はい・・・いいえ	はい・・・いいえ	はい・・・いいえ

② 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

_

項	目	a	Ф	©	@	e	Ð	申請時
費途が明らかでない支出があ 載がある等の不適正な経理の		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

項目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「②~①」の各欄には、実績判定期間の各事業 年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及	
	び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
口の各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
八の各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「@」から「①」については、イに記載する各期間 (「@」から「①」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「〇」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「〇」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「@」から「①」については、イに記載する各期間 (「@」から「①」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費金が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費金を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費金が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費金が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名 特定非営利活動法人 消費者機構日本	a	Ъ	©	@	e	Ð	申請時
役 員 数	22 人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員 又は使用人である者並びにこれらの 者の親族等」のグループの人数	4人	人	人	人	人	人	人

					役員	の「	内 訴	7					
氏	名	住	所	職名	続柄等				就	任	等	の:	状 況
	•	-				(a)	Ф	©	a	e	Ð	輔	就任・退任 年月日
中山	弘子			理事		0							平成 28 年 6 月 14 日就任
藤井	喜継			(会長) 代表理事		0							
				(理事長)			:						
					-		ļ				 		
佐々ス	木幸孝			代表理事 (副理事長)		0							平成 17 年 2 月 18 日就任
青山珪	理恵子			理事	-	0						·	 平成 28 日 6 月 14 日就任
				(副理事長)	_		ļ			ļ			令和2年6月4日退任
永沢衤	俗美子			理事									令和2年6月就任
				(副理事長)									
松岡高	萬里野			理事	-	0							平成 24 年 6 月 2 日就任
				(副理事長)									
中野	和子			理事		0							平成 21 年 9 月 30 日就任
				(常任理事)	-		ļ				ļ		
福長	恵子			理事 (常任理事)		0							平成 28 年 6 月 14 日就任
 唯根	妙子			理事	-	0	ļ						平成 20 年 5 月 29 日就任
				(常任理事)	-	_,	ļ		ļ	ļ			
磯辺	浩一			理事		0							平成 17 年 2 月 18 日就任
				(専務理事)									
				*							i		
					-				ļ		ļ	ļ	Ti-b 00 for 5 12 00 12 12 12 12
岩田	修			理事		0							平成 22 年 5 月 26 日就任
浦郷	由季			理事		0			ļ			 -	平成 29 年 6 月 5 日就任

ı					 1	1	٠۲	
大谷	聖子	理事		0				平成 22 年 5 月 26 日就任
大富	直輝	理事		0				平成 17 年 2 月 18 日就任
小浦	道子	理事		0				平成 29 年 6 月 5 日就任
後藤	巻則	理事		0				平成 18 年 5 月 31 日就任
菅 彼	睦子	理事		0				平成30年6月4日就任
瀬戸	和宏	理事		0				平成 18 年 5 月 31 日就任
長田	三紀	理事	-	0				平成 17 年 2 月 18 日就任
橋本	康正	理事		0				令和2年6月4日就任
宮城	朗	理事		0				平成 24 年 6 月 2 日就任
稲村	厚	監事		0				平成 22 年 5 月 26 日就任
渡邊	英里子	監事		0				平成 29 年 6 月 5 日就任 令和 2 年 6 月 4 日退任
上山	精一	監事		0				令和2年6月4日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

法人名			•		特別	三非営利活動法人 消費者機構日	計本	
伝	票又	は」	帳	簿 名	<u>Z</u>	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳						会計ソフト (会計王) 2六式ファイル	発生日ごと	7年
総勘定元帳				,		会計ソフト (会計王) 2 穴式ファイル	発生日ごと	7年
給与台帳						エクセル使用	月1回	7年
								·
						·		
				-				

(記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- · 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 消費者機構日本	チェック 欄
	舌動に関して次に掲げる基準に適合していること 数活動又は政治活動等を行っていないこと	1

- 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と 当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財 産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの 活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

1								
	項目	(a)	Ф	©	@	e	Œ	申請時
	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を 教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに 反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又 は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対 する活動	1 -	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

項目	a	Ъ	©	@	e	Ð	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人 とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に 対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対す る報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役 員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与 の有無	有・無	有•無	有・無	有・無	有 • 無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当 該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と 認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する 法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供 与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は 特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の 有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に配載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 消費者機構日本	チェック 欄
	掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事 おいて閲覧させること	✓

- イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項 等を記載した書類
- へ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類

	掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをそ	同	意
1	所において閲覧させることに同意する。 覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。	する	しない
1	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員 氏名及び住所又は居所を記した書面)② 役員名簿③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	員のうち 10 人	以上の者の
口	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
=	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
亦	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実	機大はこれら る者で、当該法 の寄附金の額及	の者と特殊
^	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人	消費者機構日本	

認定基準等チェック表 (第6表)

 6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

 事業報告書等の所轄庁への提出の有無

 ②
 ③
 ②
 ④
 ④

 有・無有・無有・無有・無有・無有・無有・無有・無有・無
 有・無有・無有・無
 有・無有・無
 有・無
 有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無

a		Ф		©		@		e		①		申	請	時						
有	•	(#)	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無

注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及 び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8 1	申請書を提出した	:日を含む事	業年度の	初日	において	、その設立の日以	後1年を起	召える斯	間が経	過し	チェック欄
8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過し ていること											
											_
:	事業年度	月	日~	月	日	設立年月日	平成	年	月	日	

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表) は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法 第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

	大竹争ロアエック衣	
法人名	特定非営利活動法人 消費者機構日本	チェック村
人1 ロハニュ 234 56は イーロハニニ 定に イ認役 た例 いし罰 認定国、関国次定員認場認禁者特く金暴定款税特係税の暴	特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特別合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過銀以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日が定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年力団の構成員等(は2) 又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を終例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証は都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要とに係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人いずれかに該当する法人・力団	M認定を取り消され 活動法人又は当該特 しないもの から5年を経過した 法 204 条等 ^(注1) え 反したことにより、 を経過しない者
	小月のふと、かの) デわふ)でお坐する 老の右無	
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定 を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特 定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその 取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
П	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5 年を経過しない者の有無	有・無
<i>/</i> 1	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
=	暴力団の構成員等の有無	有・無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄稅務署長等から交付を	はい・いいえ 受けた納税証明書
添付 書類	「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付する (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いなえ
6	次のいずれかに該当する法人	141 5 5 5 5
イ ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ